

小郡市コミュニティセンター定期利用団体に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における生涯学習及び社会教育を推進し、豊かな人間形成に資するため、専ら小郡市を活動の拠点とする自主学習グループ（以下「サークル」という。）がコミュニティセンターを定期利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定期利用できるコミュニティセンター)

第2条 サークルが定期利用できるコミュニティセンターは、小郡市コミュニティセンター設置条例（平成30年小郡市条例第3号）第2条に掲げるコミュニティセンターとする。

(登録)

第3条 コミュニティセンターの定期利用を申請しようとするサークル（次項において「申請団体」という。）は、定期利用団体登録調書に登録団体会員名簿、団体規約及び収支決算書その他関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、定期利用団体登録の可否を決定し、当該申請団体に通知するものとする。
- 3 前項の規定により定期利用団体登録の許可を受けたサークル（以下「定期利用団体」という。）は、第1項の申請内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(サークル)

第4条 前条第1項の申請をすることができるサークルは、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) コミュニティセンターを月1回以上定期的に利用するサークルであること。
- (2) 会員が市内在住者、市内在勤者又は市内在学者で過半数を構成する5名以上のサークルであること。
- (3) サークルへの入会又は退会が自由に行えること。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 月謝その他の名目で会員から徴収する金額が月額3,000円を超えないこと。
- (5) 規約を制定していること。
- (6) 予算、決算等運営の透明性が確保されていること。
- (7) 営利活動、政治活動又は宗教的活動を行わないこと。

(登録の制限)

第5条 1のサークルが定期利用団体登録できるコミュニティセンターは、1のコミュニティセンターとする。

(定期利用団体の責務)

第6条 定期利用団体は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 社会教育の発展に寄与するため、計画的かつ継続的に活動が進めること。
- (2) 活動を積極的に公開し、地域における生涯学習活動及び社会教育活動の拡大に努めること。
- (3) 会員の資質向上に務め、コミュニティセンターが行う行事には積極的に参加すること。
- (4) 日頃の活動成果を地域のまちづくり活動、ボランティア活動等を通して、社会に還元すること。
- (5) 市長の求めに応じて、活動報告、収支報告等定期利用団体の運営状況がわかる書類を提出すること。

(定期利用団体登録の有効期間)

第7条 定期利用団体の有効期間は、定期利用団体登録の許可を受けた日から当該日が属する年度の末日までとする。

2 次年度以降も引き続き定期利用団体登録を行うときは、市長の指定する日までに第3条第1項に規定する関係書類を市長に提出しなければならない。

(定期利用に関する調整)

第8条 定期利用団体は、年間の活動計画に基づき、優先的にコミュニティセンターを利用することができる。ただし、定期利用団体がコミュニティセンターを利用する日時及び場所（以下この条において「日時等」という。）が次の各号のいずれかに該当する事業等の日時等と重複したときは、当該各号に定める事業等を優先するものとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催する事業に供するとき。
 - (2) 選挙による投票所を開設するとき。
 - (3) 災害等により、避難所を開設するとき。
 - (4) その他市長が認めるとき。
- 2 複数の定期利用団体がコミュニティセンターを利用する日時等が重複した場合は、定期利用団体が相互で協議し、調整を行うものとする。

(利用の制限)

第9条 定期利用団体がコミュニティセンターを利用できるのは、原則週1回とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事故等の自己責任)

第10条 定期利用団体がコミュニティセンターを利用する際、当該団体の責任において発生した事故等については、自己の責任において処理しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 市長は、定期利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、定期利用団体登録を取り消すものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 届出なしに2月以上コミュニティセンターの利用をしなかったとき。
- (3) 定期利用団体から定期利用団体登録取消しの申出があったとき。
- (4) その他市長が定期利用団体として不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、コミュニティセンターの定期利用及び登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(定期利用団体の公民館の利用及び登録に関する要綱の廃止)
- 2 定期利用団体の公民館の利用及び登録に関する要綱（平成26年告示第34号）は、廃止する。